

第10回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成30年6月29日(金)
午後3時00分～午後5時00分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (6人)

会長 7番 知念 一義

委員 1番 渡久地 真吾
2番 喜納 キミ子
3番 高良 久

5番 大城 綱徹
6番 太田 守隆

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

報告第6号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
議案第49号	農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
議案第50号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第51号	農地転用事業計画変更承認申請について(5条)
議案第52号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第53号	非農地証明願いについて

6、農業委員会事務局

事務局長 安里 孝夫

農政班長 比嘉 貴哉

7、会議の概要

- 議長 ただ今から第10回本部町農業委員会の総会を開催いたします。
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。
- 事務局 全員、出席しております。
- 議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。

会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで
しょうか。
(異議なし)
- 議長 異議がございませんので議事録署名員は2番委員と3番委員をお願いします。
書記は事務局職員をお願いします。

会議についてお諮りします。
本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし)
異議がございませんので、本日一日限りといたします。
- 議長 議案に入ります。
- 議長 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
事務局より報告をお願いします。
- 事務局 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
上記のことについて、別紙のとおり両名の合意に基づき貸借契約を解除する
こととしたので農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により
農号委員会へ報告します。

1ページ目をお開き下さい。今回の報告件数は4件です。

番号1番 山里908-2 登記現況共に、畑 面積2146㎡
山里908-8 登記現況共に、畑 面積721㎡
賃貸人:本部町在住A氏
賃借人:本部町在住B氏
解約の理由:両者の合意があったため。
添付資料説明

番号2番 伊野波1149 登記、原野 現況、畑 面積1448㎡
伊野波1214 登記現況共に、畑 面積815㎡
伊野波1215 登記現況共に、畑 面積492㎡
伊野波1218 登記現況共に、畑 面積495㎡
伊野波1221 登記現況共に、畑 面積431㎡
伊野波1222 登記現況共に、畑 面積423㎡
賃貸人:本部町在住C氏
賃借人:本部町在住D氏
解約の理由:両者の合意があったため。
添付資料説明

番号3番 伊野波1248-1 登記、山林 現況、畑 面積4469㎡
賃貸人:本部町在住E氏
賃借人:本部町在住F氏
解約の理由:両者の合意があったため。
添付資料説明

番号4番 具志堅1625 登記現況共に、畑 面積614㎡
賃貸人:本部町在住G氏
賃借人:今帰仁村在住H氏
解約の理由:両者の合意があったため。
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 報告が終わりましたので意見がありましたらお願いします。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なし)
異議がございませんので次に進みます。

議長 議案第49号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第49号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり農業委員会の
意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は6件です。

番号1番 崎本部2726-2 登記、登記現況共に、畑 面積2484㎡
利用権を設定する者:本部町在住I氏
利用権の設定を受ける者:今帰仁村在住J氏
利用権の設定期間:10年(賃貸借)
添付資料説明

番号2番 辺名地700-1の一部 登記現況共に、畑 面積600㎡
辺名地701-1の一部 登記現況共に、畑 面積2400㎡
辺名地703の一部 登記現況共に、畑 面積100㎡
利用権を設定する者:北谷町在住K氏
利用権の設定を受ける者:本部町在住L氏
利用権の設定期間:5年(賃貸借)
添付資料説明

番号3番 伊豆味507-1 登記現況共に、畑 面積766㎡
伊豆味511-1 登記現況共に、畑 面積363㎡
利用権を設定する者:嘉手納町在住M氏
利用権の設定を受ける者:本部町在住N氏
利用権の設定期間:6年(使用貸借)
添付資料説明

番号4番 伊豆味3273-1の一部 登記現況共に、畑 面積1000㎡
利用権を設定する者:名護市在住O氏
利用権の設定を受ける者:本部町在住P氏
利用権の設定期間:6年(賃貸借)
添付資料説明

番号5番 具志堅1622の一部 登記現況共に、畑 面積650㎡
利用権を設定する者:本部町在住Q氏
利用権の設定を受ける者:本部町在住R氏
利用権の設定期間:10年(賃貸借)
添付資料説明

番号6番 具志堅1625 登記現況共に、畑 面積614㎡
利用権を設定する者:本部町在住S氏
利用権の設定を受ける者:本部町在住T氏
利用権の設定期間:10年(賃貸借)
添付資料説明

番号7番 新里1217 登記現況共に、畑 面積207㎡
利用権を設定する者:本部町在住U氏
利用権の設定を受ける者:本部町在住V氏
利用権の設定期間:5年(賃貸借)
添付資料説明

番号8番 備瀬758-1 登記現況共に、畑 面積1366㎡
備瀬759-1 登記現況共に、畑 面積730㎡
備瀬762 登記現況共に、畑 面積458㎡
備瀬1596 登記現況共に、畑 面積2206㎡
備瀬1983 登記現況共に、畑 面積789㎡
利用権を設定する者:本部町
利用権の設定を受ける者:本部町在住W氏
利用権の設定期間:10年(賃貸借)
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。意見がありましたらお願いします。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、議案第49号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議がございませんので、議案第49号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条
の規定による許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による農業委員会
の可否の意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は4件です。

番号1番 瀬底568 登記現況共に、畑 面積284㎡
譲渡人:北谷町在住U氏
譲受人:本部町在住V氏
権利種別:所有権移転
申請事由:規模拡大
添付資料説明

番号2番 伊野波699 登記現況共に、畑 面積567㎡
譲渡人:本部町在住W氏
譲受人:本部町在住X氏
権利種別:所有権移転
申請事由:規模拡大
添付資料説明

番号3番 山里22 登記現況共に、畑 面積1339㎡
山里23 登記現況共に、畑 面積63㎡
山里30-1 登記現況共に、畑 面積149㎡
山里63 登記現況共に、畑 面積1078㎡
山里71 登記現況共に、畑 面積71㎡
山里82-1 登記現況共に、畑 面積546㎡
山里84 登記現況共に、畑 面積263㎡
山里85 登記現況共に、畑 面積1336㎡
山里87 登記現況共に、畑 面積507㎡
山里88-1 登記現況共に、畑 面積445㎡
山里88-2 登記現況共に、畑 面積63㎡
山里148 登記現況共に、畑 面積314㎡
山里159-1 登記現況共に、畑 面積121㎡
山里159-2 登記現況共に、畑 面積1.3㎡
山里165 登記現況共に、畑 面積453㎡
山里501 登記現況共に、畑 面積255㎡

譲渡人:本部町在住Y氏
譲受人:本部町在住Z氏
権利種別:所有権移転
申請事由:後継者に経営移譲
添付資料説明

番号4番 野原343 登記現況共に、畑 面積593㎡
野原348 登記現況共に、畑 面積649㎡
野原349 登記現況共に、畑 面積295㎡
野原350 登記現況共に、畑 面積293㎡

譲渡人:那覇市在住A氏
譲受人:本部町在住B氏
権利種別:所有権移転
申請事由:規模拡大
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なし)
では、議案第50号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なし)
異議がございませんので、議案第50号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第51号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第51号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地転用許可後の促進等に関する事務処理に基づき農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数2件です。

番号1番 浜元605-1 登記、畑 面積637㎡
譲渡人:那覇市にある企業C
譲受人:名護市在住D氏
転用目的:一般個人住宅

転用理由:譲受人は、現在借家住まいのため、持ち家を取得するため。
計画通り事業を遂行できない理由:事業縮小により、本部町での事業がなくなり従業員の
宿舍が不要になったため。
農地区分:その他生産性の低い農地の第二種農地
添付資料説明

番号2番 渡久地690-1 登記現況共に、畑 面積572㎡
渡久地690-3 登記現況共に、畑 面積306㎡
渡久地690-4 登記現況共に、畑 面積136㎡
渡久地690-5 登記現況共に、畑 面積128㎡
渡久地690-6 登記現況共に、畑 面積16㎡
渡久地690-7 登記現況共に、畑 面積35㎡

譲渡人:那覇市にある企業E

譲受人:うるま市にある企業F

転用目的:共同住宅

転用理由:

計画通り事業を遂行できない理由:建築費が高騰した事と、代表者が体調不良のため、
建築することが不可能となりました。

農地区分:その他生産性の低い農地の第二種農地

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。意見がありましたら、お願いします。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、議案第51号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議がございませんので、議案第51号は可決致します。

次に進みます。

議長

議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第5条の
規定による許可及び同法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の
規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 浜元605-1 登記、畑 面積637㎡

譲渡人:那覇市にある企業G

譲受人:名護市在住H氏

転用目的:一般個人住宅

転用理由:譲受人は、現在借家住まいのため、持ち家を取得するため。

農地区分:第2種農地のその他農地

添付資料説明

番号2番 渡久地690-1 登記、畑 面積572㎡
渡久地690-3 登記現況共に、畑 面積306㎡
渡久地690-4 登記現況共に、畑 面積136㎡
渡久地690-5 登記現況共に、畑 面積128㎡
渡久地690-6 登記現況共に、畑 面積16㎡
渡久地690-7 登記現況共に、畑 面積35㎡

譲渡人:那覇市にある企業I

譲受人:うるま市にある企業J
転用目的:共同住宅
転用理由:
農地区分:第2種農地の連たん近接
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。補足説明をお願いします。

3番委員 補足説明させていただきます。
番号1番も2番も事前着工もなく、特に問題はないように思います。

補足説明は以上です。

説明が終わりました。質問がありましたらお願いします。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、議案第52号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議がございませんので、議案第52号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第53号 非農地証明願いについて
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第53号 非農地証明願いについて
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、
農地法第2条の規定に規定する農地又は、採草放牧地でないことの、
可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は5件です。

番号1番 願出人:沖縄市在住K氏
申請農地:埼本部1499-1 登記、畑 現況、山林原野 面積172㎡
埼本部1500-1 登記、畑 現況、山林原野 面積26㎡
埼本部1698 登記、畑 現況、山林原野 面積156㎡
申請要旨:当該土地は、長い間放置され、雑草・雑木が繁茂されている。
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

番号2番 願出人:南城市在住L氏
申請農地:豊原69 登記、畑 現況、山林原野 面積216㎡
申請要旨:該地は30年以上畑として使用しておらず、雑草・雑木が繁茂している。
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

番号3番 願出人:本部町在住M氏
申請農地:瀬底541 登記、畑 現況、非農地 面積160㎡
申請要旨:当該地は長い間放置され雑草が繁茂している。
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

番号4番 願出人:本部町在住N氏

申請農地:瀬底506 登記現況共に、畑 面積497㎡
申請要旨:約20年畑として使用しておらず、雑草が生い茂っている。
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

番号5番 願出人:本部町在住〇氏
申請農地:瀬底2294 登記現況共に、畑 面積461㎡
申請要旨:申請地は、永年間に放置され雑草・雑木が繁茂する原野状態。
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。補足説明をお願いします。

3番委員 補足説明をさせていただきます。
番号1番は、森のようになっていましたので、非農地判断になると思います。
番号2番は、ギンネム林の状態で、非農地判断にはならないかと思えます。
番号3番については、5番委員のほうに補足説明をしてもらいます。
番号4番は、雑草が生えている程度で、まだ農地として使えるように思えます。
番号5番は、土に石が混ざっているような状況で、農地として適さないと思えます。
番号3番と5番について、追加の補足を5番委員お願いいたします。

5番委員 追加補足説明をさせていただきます。
番号3番は、長いこと畑として利用されておらず、また、周辺は住宅が多く
農地としては適さないと思えます。
番号5番は、土壌に琉球石灰岩がまざっていて、農地には適さないと思えます。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。

議長 では、議案第53号は番号1番、3番、5番は可決、番号2番、4番は否決としてよろしい
でしょうか。

(異議なし)

異議がございませんので、議案第53号は番号1番、3番、5番は可決、
番号2番、4番は否決と致します。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 17時00分

議事録署名員

2番 喜納 キミ子

3番 高良 久

本部町農業委員会会長
会長 知念 一義